

ロープアクセス技術協会規約

(名称)

第1条 本団体は、ロープアクセス技術協会（以下「本協会」と略する。）と称する。

(所在)

第2条 本協会は、別に定める会長が所在を定め、事務を統括する。

(目的)

第3条 協会の活動は、ロープアクセス技術の日本の産業界への正しい普及に、全力で貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ロープアクセス技術講習会等の開催
- (2) ロープアクセス技術書等の出版
- (3) ロープアクセス技術情報等の提供
- (4) その他協会が必要とする業務

(組織)

第5条 本協会は、本協会の目的に賛同した会員を以って組織する。

(会員)

第6条 本協会の会員は、本協会の目的に賛同した個人および団体とする。（役員）

第7条 本協会は次の役員を置く。

- (1) 会長 会を統括し代表する。(1名)
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。(1名)
- (3) 監事 必要により、本協会の監査を行う。(1名)

(顧問および相談役)

第8条 本協会には、顧問および相談役を若干名置くことができる。

- (1) 顧問および相談役は役員会でこれを推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問および相談役は本協会の運営につき、役員会および会長に助言する。

(会議)

第9条 本協会は事業ならびに運営上の重要事項を議決するために、毎年4月（原則として）第一週に定期総会を開く。

第10条 会長は必要により、臨時総会を招集する。

第11条 会長は必要により、役員会を招集する。

(会費)

第12条 本会の運営に必要とする会費は、無料とする。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(罰則)

第 14 条 会員が本協会の運営を阻害し、または本協会の対面を著しく毀損し品位にもとる行動があった場合は、総会の過半数をもって除名する。

(付則)

第 15 条 本協会は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。